

平成19年2月27日

各 位

東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号  
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社  
代表取締役社長 矢嶋 弘毅  
(コード番号 4281)  
問い合わせ先 戦略統括本部 IR担当  
Tel: 03-5449-6300 email: ir\_inf@dac.co.jp

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年2月27日開催の第10期定時株主総会において、「定款一部変更の件」を議案として付議し、ご審議のうえ可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(同第13号)が平成18年5月1日に施行されたのに伴いまして、以下の理由により、定款の変更をすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

- (1) 公告費の削減、公示機能の向上を図るべく、電子公告制度を採用するため、変更案第4条(公告方法)を変更するものであります。
- (2) 会社法、会社法施行規則および会社計算規則により、株主総会の招集に際し、インターネットを利用する方法で株主総会参考書類等を開示した場合は、株主に対して提供したものとみなすことが可能となりますので、総会運営の合理化、株主の利便性を高めるために、変更案第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (3) 取締役会を機動的に運営するため、その決議につき、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第27条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (4) 会社法規定時に定款に定めがあるとみなされている内容につき、その内容を反映する規定の新設または変更を行うものであります。
  - ・ 変更案第7条(株券の発行)

- ・ 変更案第17条(取締役会の設置)
  - ・ 変更案第31条(監査役および監査役会の設置)
  - ・ 変更案第41条(会計監査人の設置)
- (5) 上記のほか、会社法に対応した用語および引用条文の変更を行うとともに、必要な規定の追加、既存の規定の修正および整備、条文の加除に伴う条数の変更など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：平成19年2月27日(火曜日)

定款変更の効力発生日：平成19年2月27日(火曜日)

以 上

別紙

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分です。)

| 現 行 定 款   | 変 更 定 款 案   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社と称し、英文では、D.A.Consortium Inc.と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. インターネット等デジタルネットワーク上の広告スペースの購入、販売、斡旋及びその企画並びにコンサルティング</li> <li>2. インターネット等デジタルネットワークを利用した広告、マーケティング、プロモーション、パブリックリレーションズ活動の企画、運営、コンサルティング</li> <li>3. インターネット等デジタルネットワーク上の広告に関する効果の調査受託</li> <li>4. インターネット等デジタルネットワークを利用した広告に関する情報提供サービスおよび研究開発</li> <li>5. インターネット等デジタルネットワークを利用した広告に関連する情報システムの販売</li> <li>6. インターネット等デジタルネットワークを利用した広告の購入、販売、斡旋業務に関連する情報システムの販売</li> <li>7. インターネット等デジタルネットワークに関連した事業の企画およびコンサルティング並びに情報システムの販売</li> <li>8. インターネット等デジタルネットワークを利用した広告の購入、販売、斡旋業務に関連する業務受託</li> <li>9. 子会社・関連会社の総務、人事、経理等の経営管理業務およびシステム管理・保守等業務の受託</li> <li>10. 労働者派遣事業</li> <li>11. 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u></p> | <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社と称し、英文では、D.A.Consortium Inc.と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. インターネット等デジタルネットワーク上の広告スペースの購入、販売、斡旋及びその企画並びにコンサルティング</li> <li>2. インターネット等デジタルネットワークを利用した広告、マーケティング、プロモーション、パブリックリレーションズ活動の企画、運営、コンサルティング</li> <li>3. インターネット等デジタルネットワーク上の広告に関する効果の調査受託</li> <li>4. インターネット等デジタルネットワークを利用した広告に関する情報提供サービスおよび研究開発</li> <li>5. インターネット等デジタルネットワークを利用した広告に関連する情報システムの販売</li> <li>6. インターネット等デジタルネットワークを利用した広告の購入、販売、斡旋業務に関連する情報システムの販売</li> <li>7. インターネット等デジタルネットワークに関連した事業の企画およびコンサルティング並びに情報システムの販売</li> <li>8. インターネット等デジタルネットワークを利用した広告の購入、販売、斡旋業務に関連する業務受託</li> <li>9. 子会社・関連会社の総務、人事、経理等の経営管理業務およびシステム管理・保守等業務の受託</li> <li>10. 労働者派遣事業</li> <li>11. 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>電子公告によって行う。</u></p> <p><u>2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 定 款 案  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第2章 株式および端株</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、900,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定</u>により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(基 準 日)</p> <p>第7条 当社は、毎年11月30日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その<u>決算期の定時株主総会</u>において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、<u>臨時に基準日を定める</u>ことができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式および端株につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿、端株原簿および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、端株の買取り、その他株式および端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、端株の買取り、その他株式および端株に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p> | <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、900,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項の定め</u>により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式にかかる株券を発行する。</u></p> <p>(基 準 日)</p> <p>第8条 当社は、毎年11月30日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その<u>事業年度に関する定時株主総会</u>において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、<u>あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者として</u>することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿、株券喪失登録簿、および<u>新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿、および新株予約権原簿への記載または記録その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社が発行する株券の種類ならびに<u>株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めのあるもの</u>のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 定 款 案  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第10条 当会社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第11条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>これに代る。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、<u>出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議 事 録)</p> <p>第14条 株主総会の議事については、<u>その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、<u>事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2 株主総会においては、<u>取締役社長が議長となる。</u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>議長となる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>2 <u>会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議 事 録)</p> <p>第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 定 款 案  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(員 数)</p> <p>第15条 当社の取締役は、11名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議については、<u>累積投票によらない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第18条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長がこれ招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第19条 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役および監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 取締役および監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会の決議をもって、<u>取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> | <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第17条 <u>当社は取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、11名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の解任)</p> <p>第20条 <u>取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 取締役および監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第24条 <u>当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 定 款 案   |
|---|---|
| <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 <u>社長</u>は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。</p> <p>2 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を<u>定める</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第23条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報 酬)</p> <p>第25条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(員 数)</p> <p>第26条 当会社の監査役は、<u>3</u>名以内とする。</p> <p>2 当社は、監査役が法令または定款に定める数を欠くことになる場合に備え、<u>監査役補欠者</u>を選任することができる。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会において選任する。また、<u>監査役補欠者は株主総会において選任する。</u></p> <p>2 監査役および監査役補欠者の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で決する。</u></p> <p>3 <u>監査役補欠者選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会の開催の時までとする。</u></p> | <p>(代表取締役)</p> <p>第25条 <u>取締役社長</u>は、当会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>2 <u>当社は</u>、取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 <u>当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第31条 <u>当社は監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第32条 当会社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>2 当社は、監査役が法令または本定款に定める員数を欠くことになる場合に備え、<u>補欠監査役</u>を選任することができる。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 定 款 案   |
|--|---|
| <p>(任 期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期および監査役補欠者が監査役に就任した際の監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第29条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第32条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報 酬)</p> <p>第34条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> | <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役および監査役会の議長)</p> <p>第35条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤監査役を選定し、解職する。</p> <p>2 監査役会は、その決議によって監査役の中から議長を定める。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって決する。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p> |
| <p>(新 設)</p>   | <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>  |
| <p>第6章 計 算</p>   | <p>第7章 計 算</p>  |
| <p>(営業年度)</p> <p>第35条 当社の営業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの年1期とし、毎年11月30日を決算期とする。</p>  | <p>(事業年度)</p> <p>第45条 当社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。</p>  |
| <p>(利益配当金)</p> <p>第36条 利益配当金は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。</p>  | <p>(剰余金の配当)</p> <p>第46条 当社は、株主総会の決議によって、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p>  |



| 現 行 定 款  | 変 更 定 款 案  |
|--|--|
| <p>(中間配当金)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議により、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第38条 <u>利益配当金</u>は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2 未払いの<u>利益配当金</u>には、利息をつけない。</p> | <p>(中間配当金)</p> <p>第47条 当社は、取締役会の決議により、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u> (以下「<u>中間配当金</u>」という。) <u>をすることができる</u>。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第48条 <u>期末配当金および中間配当金</u>が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払いの<u>期末配当金および中間配当金</u>には、利息をつけない。</p> |